

109号 「**ストーカー規制法**」が改正されました ~執拗なメールも規制の対象へ!~

平成12年に成立・施行された「ストーカー規制法」が、平成25年7月23日、一部法改正により「電子メールを送信する行為」の規制が施行され、つきまといへの対策が強化されました。また、同年10月3日からは警告等を行うことができる警察署等が拡大されます。

改正法の主なポイント

- (1) 拒まれた相手への執拗(しつよう)な電子メール送信をすることも“つきまとい行為”に追加
- (2) 被害者の住所地だけでなく、加害者の住所地などの警察も警告や禁止命令を出せるようにする
- (3) 警察が警告を出したら被害者に知らせ、警告しない場合は理由を書面で通知する

法律の規制の対象となるのは…1.つきまとい等 2.ストーカー行為

1.「つきまとい等」とは

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その**特定の者又はその家族など**に対して行う以下の8つの行為を「つきまとい等」と規定し、規制しています。

- ① つきまとい・待ち伏せ・押しかけ
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会・交際の要求
- ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、電子メール
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的しゅう恥心の侵害



2.「ストーカー行為」とは

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定して、罰則を設けています。但し「つきまとい等」の①～④までの行為にあつては、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われた場合に限りです。

被害状況を明らかにするためのポイント

- 被害を受けた日時、場所、相手の車両ナンバー、目撃者などの細かい記録
- 相手の具体的な言動や動作などの記録
- 電話の会話内容の記録化や電子メール、手紙、ファクシミリやピラなどの保管
- 留守番電話や会話の録音、写真による記録など

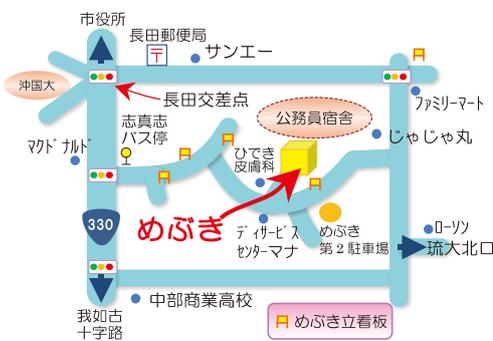
つきまといやストーカー被害に遭っている方は、被害が深刻になる前に、まずは最寄りの警察署にご相談ください。相談者の意思を踏まえ、適切な措置をとってくれます。

宜野湾警察署898-0110

■□■ご案内■□■2014年1月16日(木)19時～21時「めぶき講座」にて矢野恵美氏(琉球大学准教授)を講師に迎え、『ストーカー規制法・DV防止法はどう変わる?～法の改正に伴う解説(仮題)』を開催します。

🦋「お互いに 未来を掴もう 共同参画」 問合せ:市民協働推進課 平和・男女共同係 ☎893-4411(内線421)

めぶき情報 111号



問合せ
 宜野湾市志真志一丁目15-22
 人材育成交流センターめぶき ☎896-1215

☆めぶき使用について
 ・構成メンバー(学習者)が主体となって、学习交流の場として利用できます。
 ・初めてご利用いただく場合は所定の用紙に必要事項をご記入して頂きます。また、「団体登録」をお願いしています。
 ・学習・研修室は三室あり、そのうち一室は和室になっています。
 ●但し、宗教団体、政治団体、営利目的の利用はできません。
 ※施設見学は可能です。お気軽に足を運んでください。

☆開館時間
 ・月曜日～土曜日 午前九時～午後九時
 ※日曜日・祝日・慰霊の日・
 十二月二十九日～一月三日は休館となります。

☆めぶき「案内」
 宜野湾市人材育成交流センター「めぶき」は、市の将来を担う人材育成と市民の多様な人材育成交流の促進を図ることを目的に、男女共同参画や国際交流の活動拠点として設置されました。「めぶき」の活動内容等の情報はホームページでも紹介しています。
 多くの市民の皆様が活動の場としてご利用下さいますよう、お待ちしております。